

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月2日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋及びタービン建屋加熱蒸気・戻り配管ドレントラップ入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	
2	2号機	主復水器連続洗浄装置(A系)ボール循環ポンプ(D)吸込配管にピンホール(穴)が認められたため、当該配管を補修。	D	
3	3号機	第4給水加熱器(A)浸透探傷検査において、仕切板と管板面溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様発生部を補修。	D	
4	3号機	低圧タービン(A)下半内部車室の浸透探傷検査において、円形及び線状指示模様が認められたため、当該指示模様発生部を補修。	D	
5	3号機	復水脱塩装置脱塩塔(A)出口電動弁点検において、同弁のトルク設定用スプリングに磨耗が認められたため、当該スプリングを交換。	D	
6	3号機	換気空調系コントロール建屋中央制御室再循環フィルタ差圧計点検において、中性能フィルタ差圧計に判定値外れが認められたため、当該差圧計を点検。	D	
7	3号機	低圧タービン(A)下半内部車室の水平面締付ナットの目視点検において、同ナット(2個)側面に侵食が認められたため、当該ナットを交換。	D	
8	3号機	第3給水加熱器(A)浸透探傷検査において、仕切板と管板面溶接部に線状指示模様が認められたため、当該指示模様発生部を補修。	D	
9	3号機	残留熱除去ポンプ(C)室空調機冷却配管において、フランジ部より水漏れ(約10リットル)が認められたため、当該水を汚染検査(汚染なし)後、除去、及びフランジ部を増締。	D	
10	3号機	復水ろ過装置ろ過器(A、B塔)目視点検において、フィルターエレメント(各塔3本)に異常(へこみ、曲がり、剥れ)が認められたため、当該エレメントを交換。	D	
11	3号機	気水分離器等貯蔵プールのゲート吊り上げ作業中、燃料プール冷却材浄化系スキマーサージタンク水位低下により同系統のポンプが停止したため、当該ポンプを再起動。	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分 I	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分 II	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分 III	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡回点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
: プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
: 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象  
: 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ

電話 0240-25-1353